

つがる市職員(一般事務、土木、建築、消防、学芸員)の募集

1. 職種・受験資格

職 種		受 験 資 格
上級・初級 一般事務	17人程度	上級一般事務：昭和63年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方 初級一般事務：昭和63年4月2日以降生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方
上級・初級 土 木	1人程度	上級土木：昭和58年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方で、土木に関する専門課程を修めて卒業した方 初級土木：昭和58年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方で、土木に関する専門課程を修めて卒業した方
上級・初級 建 築	1人程度	上級建築：昭和58年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方で、建築に関する専門課程を修めて卒業した方 初級建築：昭和58年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方で、建築に関する専門課程を修めて卒業した方
消 防 A 消 防 B	3人程度	消防A：平成4年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方 消防B：平成4年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方 <共通事項> ・普通自動車運転免許一種(AT車限定を除く)以上を取得している方(取得予定者含む) ・身体強健で、男性身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、女性については、身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上で、男女とも視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上、赤、青、黄色の色彩の識別ができ、左右の聴力とも正常である方 ・採用後、つがる市内または近郊に居住することができ、勤務に支障がないこと
学 芸 員 (考古学)	1人程度	昭和53年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方で、博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する方

※いずれの試験も平成30年3月までに卒業見込みまたは資格取得見込みの方は受験できます。

※上級一般事務、上級土木、上級建築、消防Aまたは学芸員の受験資格を有する方は、初級一般事務、初級土木、初級建築または消防B試験を受験できません。また、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格者は初級一般事務、初級土木、初級建築または消防B試験を受験できます。

※身体に障害がある方でも、自力で通勤ができ、かつ、介助者なしで職務の遂行が可能であれば受験できます。

2. 試験の日時・場所・内容

職 種	第 一 次 試 験		第 二 次 試 験
上級・初級一般事務	日時 9月17日(日) 9時	場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」 内容 ①教養試験 ②事務適性検査 ③専門試験(初級一般事務は除く)	日時 10月下旬 場所 つがる市役所 内容 ①論文試験 ②面接試験
上級・初級土木	場所		
上級・初級建築	内容		
消防A・消防B	日時 9月17日(日) 9時	場所 つがる市消防本部	内容 ①論文試験 ②面接試験
	内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力検査		
学 芸 員(考古学)	書類審査		

3. 受験手続

受験申込書の 請求方法 (右のいずれか)	・つがる市総務部総務課、稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所、つがる市消防本部(消防職のみ)で配付します。(つがる出張所は土日祝日も10時～19時の間配付します) ・郵送で請求する場合は、返信先を明記した返信用封筒(120円切手を貼ったA4版サイズのものを)を同封し、郵送用封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きの上、つがる市総務部総務課へ請求してください。郵送による請求は、7月28日(金)必着分まで受け付けます。 ・市ホームページからダウンロードできます。
申 込 方 法	受験申込書と受験票に必要な事項を記入し、つがる市総務部総務課へ提出してください。 詳細については受験申込書に添付されている募集要項をご覧ください。 <申し込みに必要なもの> ・顔写真(縦4cm×横3cm)2枚 ・はがき(私製はがきは62円分の切手を貼ったもの) ※学芸員を受験する方は、研究論文もしくは専門分野に関する研究内容や考え方をまとめたもの(2000字以内、様式任意)を提出してください。また、すでに学芸員の資格を有する方は資格取得証明書の写しを併せて提出してください。

4. 受付期間

7月4日(火)～8月4日(金) 8時30分～17時15分 ※土日祝日除く。郵送の場合は8月4日(金)必着

【申し込み・問い合わせ先】〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1 つがる市総務部総務課

電話 0173-42-2111(内線343) ホームページ<http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>

平成29年度自治組織活動助成事業について

住民のコミュニティ活動の一層の活性化と、新たな課題に取り組む自治組織を支援することを目的に実施します。今年度は、新たに「自主防災組織備品等整備事業」が追加されました。

《自主防災組織備品等整備事業》自治会単位で新たに組織される自主防災組織に対して、災害時に必要な備品等の整備に要する経費（上限50万円）を補助します。

※自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

補助事業者 市内に所在する自治会、町内会、自主防災組織等

補助対象 ・自主防災組織備品等整備事業

災害時または定期的な避難訓練等に必要な備品等の整備費用（上限50万円）

（例）ジャッキ、はしご、つるはし、ハンマー、投光器、チェーンソー、動力ポンプ、消火器、毛布、テント、発電機、ストーブ、ラジオ、ヘルメット、カセットコンロ、簡易トイレ、雨具、飲料水など

・自治会備品等整備事業

自治会主催の行事や集会所等で使用する備品の整備費用（上限60万円）

・集会施設駐車場舗装事業

自治会が所有する集会施設、または市の建物を契約により借り受けし集会施設として利用している建物に付帯する、未舗装の駐車場の舗装工事に要する費用（上限300万円）

・集会施設改修事業

自治会が所有する集会施設、または市の建物を契約により借り受けし集会施設として利用している建物の、維持管理上必要と認められる改修に要する費用（上限100万円）

事業実施期間 平成32年度まで

申請受付期間 随時受け付けします。

留意事項 ・補助金申請年度内に事業を完了してください。

・補助金の交付決定前に発注または完了したものは、対象となりません。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線341、348）

情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市では公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり平成28年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在	取り下げ
市 長	5	4	1	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
議会事務局	1	1	0	0	0	0
合 計	7	6	1	0	0	0

※「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。平成28年度における部分公開（1件）は、開示文書（図面）の中に開示不要な個人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※同じ内容の開示請求に対して、異なる実施機関がそれぞれ保有する情報を開示した場合は、それぞれを1件として計上しています。

※表中に記載されている機関以外の実施機関である「消防長」「選挙管理委員会」「農業委員会」「監査委員」および「固定資産評価審査委員会」においては、開示請求がありませんでした。

個人情報保護制度

市では、市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため「つがる市個人情報保護条例」を制定しております。この制度は、市民のみなさんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求できる権利を保障する制度です。平成28年度はすべての実施機関においてこの規定に基づく開示請求がありませんでした。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線341）

健康 万歩計

健康万歩計は、西北五医師会が、皆さんが健康で元気に過ごすための必要な情報を提供し、ドクターからのアドバイスを紹介するコーナーです。

今月のドクター

小笠原 幸裕 先生

ファミリークリニック☆希望・院長



急に認知症になったら アルツハイマー以外の病気を考えます

認知症は65歳以上の10%、80歳以上の20%、85歳以上の50%にあるとされていて今や日常病です。認知症になる代表的な病気はアルツハイマー型認知症です。加齢と共に、徐々に物忘れ、理解力の低下、判断力の低下、生活能力の低下が進行していきます。

「1週間前から急に認知症になったのです。アルツハイマーの薬を処方して下さい。」と家族が患者さんを連れてきますが、**アルツハイマー型認知症は年単位で徐々に進む病気ですから1週間前から認知症になったという場合は別の病気を考えなければいけません。**感染症（尿路感染症、インフルエンザ、感冒、肺炎など）、脱水症、熱中症、ミネラルの異常（ナトリウム、カルシウム）、ビタミン欠乏、

脳卒中、頭蓋内血腫、心不全、低酸素、低血糖、肝硬変、薬剤の副作用などが原因で認知症のような症状を起こす場合があります。

また、数週間～数か月前からという時も甲状腺ホルモンの異常、アルコール、うつ病、脳腫瘍、水頭症などが原因になっている場合があります。高齢だから諦めていたという場合が多々あるのですが、治せる認知症、認知症様症状もあるのです。元々、アルツハイマー型認知症に罹っている方が、急に悪化した時も同じように考えるとよいでしょう。



つがるちゃん だより

プランターメロンが 始まります!

皆さん、私のワンピースの柄はなんでしょう?…そう、「メロン」です!何を隠そう、つがる市は全国の中でもメロンの産地として有名で、青森県の作付面積の70%以上を占めています。

今の時期にメロン畑に行くと、ずらーっと並んだビニールトンネルが見られますよね。生産者以外の方は、メロンの成長の様子はなかなか見ることができないと思います。

そこで、今年もメロンの成長を皆さんに見てもらえるように、プランター(鉢)に植えてイオンモールつがる柏のダイソー入口に展示することになりました。

6月下旬からの展示に向けて、今は大事にメロンを育てているところです。皆さんお買い物に来たときには、ぜひ見に来てくださいね!

実をつけて、ネットが入って、大きくなっていくのを観察するチャンスですよ～。また、今年から7月6日は「つがる市メロンの日」になります。

どうぞ皆さん、つがる市の美味しいメロンを食べて、暑い夏を乗り切ろうね!



栽培管理をしてくれるのは、市農村青少年クラブ連絡協議会(4Hクラブ)の皆さん。

左から坂本新会長、新岡賢亮さん、高橋祐弥さん

広 告

会員募集!!

…60歳以上で働く意欲のある方を募集しています…

入会、仕事の依頼等に関するお問い合わせ

〒038-3133 つがる市木造末広42番
公益社団法人つがる市シルバー人材センター
TEL 0173-42-1200 FAX 0173-42-1204

広 告

ペンキのお化粧屋 藤 一 美 装

一級建築塗装技能士
一級鋼橋塗装技能士
職業訓練指導員
外壁アドバイザー

(代表) 藤田 一哉

責任施工・快適・安心・丁寧!
見積のお電話お気軽に!

※1.2ヶ月先の予約・来年の塗装予約もOK!

つがる市森田町森田月見野300-3 つきみの団地37
TEL・FAX 0173-26-4341 携帯 080-6001-1760

下水道を正しく使用しましょう 「流した=きれいになった」ではありません

下水道の不適切な使用により、下水道施設の故障が頻繁に起こっています。マンホールポンプに異物がからまり、汚水が道路にあふれた事例もあります。地中深くを通っているため、下水道管に不具合があった場合、補修するのに大変な労力と経費がかかります。今一度、下水道の正しい使い方を確認しましょう。

【下水道に流してはいけないもの】

●キッチンから

野菜くず・残飯 家の下水道を詰まらせ、下水道の中で腐ると硫化水素を発生させ下水道管を痛めます。

てんぷら油など 下水道に流すと下水道管の中で固まって排水詰まりの原因になります。また、コップ1杯の油を川や海に安全に返すためには約60トン（ドラム缶300本分）の水が必要です。古新聞などに吸わせるか凝固剤で固めるなどして、燃やせるごみへ出してください。



下水道マスコット
キャラクター「スイスイ」

●トイレから

水に溶けないティッシュのほか、紙おむつや生理用品も流してはいけません。ガムやたばこの吸い殻、過去には、たわしやモップ、浴衣、下着類、毛布などがマンホールポンプにからまり故障させたことがあります。絶対に流さないでください。

●風呂・洗面所から

髪の毛 家の下水道のわずかなでっばりにも引っかかりやすく、分解もしにくいので長い年月たまり続け、ボールのような塊になって、排水詰まりの原因になります。

熱湯 家の下水道（VU管）の耐熱温度は60℃です。排水口の下にはトラップがあり、熱湯が滞留すれば変形するなどして、漏水や排水詰まりの原因となります。できる限り冷ましてから流しましょう。

●その他

アルコール・石油類 揮発性の高い危険物を流すと、下水道管の中で爆発したり火災の原因になります。絶対に流さないでください。

農薬や殺虫剤、高濃度の薬品類 下水道管を溶かしたり変形させたりします。家の下水道で漏水や排水詰まりの原因になります。また、処理場で汚れをきれいにしている微生物に悪影響をおよぼします。

下水道管の近くへの植樹 下水道管の中へ根が侵入するなどして、排水詰まりの原因になります。

下水道は、市民の皆さんが快適に暮らすためにたくさんのお金を費やして整備されたものです。ルールを守って正しく大切に使いましょう。

【問い合わせ】下水道課 電話42-2111（内線374）

排水設備工事責任技術者試験のご案内

日時 10月18日(水) 14時

試験会場 青森市・弘前市・五所川原市・八戸市（詳しくはお問い合わせください）

受験料 8,000円（振込手数料が別途必要）

申し込み 7月3日(月)～ 7月31日(月)下水道課で申込書を配布・受け付けします。

※受験資格に一定要件がありますのでお問合せください。

合格発表 11月9日(木)

【申し込み・問い合わせ先】下水道課 電話42-2111内線（372）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

●医療保険料の軽減率の変更について

平成29年4月から、下記の条件に該当する方の保険料の軽減率が変わりました。

なお、年金からの引き落とし額が実際に増えるのは平成29年10月分からとなります。

1 年収約153万円～約211万円の方 → 所得割の額が変わりました

平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。

2 元被扶養者で特定の要件に該当する方 → 均等割の額が変わりました

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。

※元被扶養者：75歳になる前日に、家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

※特定の要件の例：単身の方であれば、年金収入が168万円を超える場合など
世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

【問い合わせ先】つがる市国民健康保険課 電話42-2111（内線274・275）

青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821